令和６年度第１回大阪府市文化振興会議　議事概要

◆日　時：令和6年８月27日（火）14時から16時まで

◆場　所：エル・おおさか（大阪府立労働センター）本館7階　709号室

◆出席委員：有栖川委員、片山委員(オンライン出席)、志村委員(オンライン出席)、内藤委員、

橋爪委員、原委員(オンライン出席)、宮崎委員、村上委員

**【概　要】**

**１　会議の成立について**

（事務局）

・委員10名中8名の委員の出席により、会議が有効に成立していることを報告

**２　会議の公開について**

（事務局）

　　　・大阪府が定める「会議の公開の指針」を踏まえ、本会議を公開することを確認

　　　・出席委員から異議なく、会議の公開を決定

**３　会長、副会長の選任について**

　　　・宮崎委員から、これまでの議論の継続性等を考慮し、会長に橋爪委員、副会長に片山委員を推薦

　　　・出席委員の賛同により、会長、副会長を決定

**４　大阪府市の現行の文化振興計画と令和６年度の文化事業の概要について**

(橋爪会長)

・府市それぞれより、現行の文化振興計画と令和６年度の事業予定について説明いただきたい。

(事務局)

（大阪府…「資料３」「資料４」「参考1」「参考２」「参考３」に基づき説明

大阪市…「資料５」「資料６」「参考４」「参考５」「参考６」に基づき説明）

(橋爪会長)

・事務局の説明について、各委員からご意見、ご質問はないか。

（宮崎委員）

・昨年度から大阪府と大阪市が共同で実施している「大阪文化芸術事業」については、視察した際にも、本当に小さな子どもから高齢者の方々まで、来場している府民・市民の方々がとても楽しんでいるところ、大阪の幅広い文化芸術を享受しているところを確認できた。ただ、税金を投入して実施している事業なので、当日その場にいない府民・市民の方々にも、「大阪府・大阪市はこういう事業をやっている」と伝える手段があるべきではないかと思っている。

・府市では大阪文化芸術事業の報告書を作成されており、一応Webサイトにはその一部が掲載されているが、参加者数などの実績とどんな事業をしたのかというかということがメインに記載されており、事業に関する府民・市民の反応や事業に関わっている文化芸術関係者がどのようにして自分たちの表現活動をやっていたのかなどの、ストーリーやエピソードが全く見えてこない状況になっている。事業自体はすばらしいと思うので、そこで起こっているエピソードなどについて、例えば、そこにいらっしゃらない府民・市民の方々に向けた報告書をつくるというような、情報発信をもう少し強化していただければと感じている。

(橋爪会長)

・ありがとうございます。ほか、各委員からご意見、ご質問はないか。

(有栖川委員)

　　　・大阪市の「史跡難波宮跡維持管理」事業についてお尋ねしたい。資料によれば、「難波宮跡の史跡としての価値と認知度の向上につながる利活用の実施」をするということだが、ある議員が、「ここは寂しい公園だから活用しないと」という発言をしたのを、ネット上で見た。史跡を「寂しい公園」と。孝徳天皇が即位して、ここで大化の改新の詔を発したであろうと言われるところで、「そんなものが大阪の真ん中にあるのか」という感じで、大阪の人々も知らずに横を通っているのが常のようだが、「価値と認知度の向上」という名の下で何をしようとしているのか。グランピングを提供するだとか、常軌を逸した提案が、アイデアとして出ていたのを見たこともある。「価値と認知度の向上につながる利活用の実施」というのが変なことなのであれば、何もしないでほしい、普通に掃除をしてくれていたらまだそれでいいと思うところ。何か、妙な触られ方をしないかを危惧している。

（事務局）

・新聞記事でもグランピングなどの話が出ていたが、大阪市の事務方としては、有栖川委員がおっしゃったように、難波宮跡については、大化の改新との関わりや、天皇家があったこと、都であったことを知らない人が多いので、「実は、奈良や京都よりも大阪のほうが古い都であった」という、そういう価値を伝えるために認知度を上げようとしている。難波宮に何か建物を建てたりグランピングに使ったりというような考え方は、事務方としては一切持っておらず、有栖川委員のおっしゃった「歴史的な価値を広く知らしめる」という思いしか、今は持っていない。

(橋爪会長)

　　　・ここでは、大阪市初のPark-PFI活用事業（都市公園法（昭和31年法律第79号）に基づく公募設置管理制度を活用した事業）が行われることとなっていて、隣地でＮＴＴがホテルを建設しており、そこと一体的に活用することを目指しているというところだが、史跡公園としてきちんと整備されるということだと思う。今後、詳しい情報などがあれば、事務局から委員のほうにもご説明いただきたい。

・他にご意見はないか。なければ、本件は以上とし、次の議題に移りたい。

**５　次期文化振興計画の策定にかかる諮問と文化施策を取り巻く状況について**

（事務局）

・大阪府・大阪市それぞれの文化振興計画の計画期間が、ともに令和７年度末までとなっていることから、次期計画の策定について、知事・市長から大阪府市文化振興会議に対して諮問

　・「資料9」に基づき、「文化施策を取り巻く状況」等について説明

（橋爪会長）

・次期計画に関する具体的な検討については、今後進めて参りたいが、新たに盛り込むべき視点などについてご意見があれば、ご発言いただきたい。

（内藤委員）

・文化観光拠点施設について、拠点というのは、例えて言うならば、どういう条件を満たしたところを拠点と選定するのか。舞台芸術等の場合、どういうところが拠点として認められるのかというところを具体的に聞きたい。

（事務局）

・文化庁が作成している資料では、文化観光拠点施設の役割としては、「以下の点を踏まえて、文化についての理解に資するような解説・紹介を行う必要がある」としている。その以下の点とは、

「①文化資源の由来、他の文化資源との関連性、歴史上、芸術上、学術上又は観賞上の価値などの当該文化資源の魅力に関する情報を適切に活用すること。

②情報通信技術の活用を考慮した適切な方法を用いること。

③外国人観光旅客の来訪の状況に応じて、適切に外国語を用いること。」

　 とされている。委員よりご質問があったように、「文化観光拠点施設とは何か」ということについては議論もあるかと思うが。

（内藤委員）

・国としては、拠点を設けて文化観光拠点事業をやれという趣旨かと思うが、私は演劇畑の者なので、演劇事業、舞台芸術事業の文化観光拠点としては、劇場、特に公共劇場がその役割を果たすということ以外に考えられない。

・総務省が指導している公共ホールの拠点事業について、近隣の文化振興・教育・観光等の拠点としてあるべく公共ホールをつくり、その運営をせよというのが、国からの一つの方針として出ていると思うが、大阪府・大阪市は、大阪ではどこの施設が拠点たる施設になると考えているのか。

（事務局）

・そのご質問については回答が難しいところであるが、国が文化観光推進法に基づき認定した53計画のリストをみると、文化観光拠点施設とされているところの大部分が美術館や博物館などのミュージアムで、劇場に類するものとしては、城崎国際アートセンターがある。

（内藤委員）

・私は、城崎国際アートセンターの立ち上げにも関わっている。城崎国際アートセンターはもともと兵庫県が所有していた建物を豊岡市に移譲し、その建物を豊岡市がレジデンス込みで様々な芸術作業ができる施設にリニューアルしたもので、今は平田オリザ氏やその関係の方々が運用に努力されている。その城崎アートセンターのように、公共ホールが地域の文化振興・教育・観光等の拠点になるということが、各地ではあるのだが、大阪には公共ホールがあまりなく、拠点になるような運営もされていない。

・現状、大阪府と大阪市は、それぞれの文化振興計画の「文化にかかわる環境づくり」「文化が都市を変革する」「文化が社会を形成する」という大きな３本柱から、様々な分野に対しての事業を行っているが、拠点事業を実現するためには、「助成」「育成」「自主事業」の３本の柱が大事だと思っている。

・大阪府と大阪市の事業を見ると、「絶対にやったほうがいい」という事業が盛られているが、結局、予算の問題も含めて、「広く・浅く」になっているという印象が強い。例えば、若手のアーティストをどう育成していくのか、それを、どう助成していくのかということがあまり具体的ではない。例えば若手のアーティストたちに作品の創作や発表の場をもっと与えるような自主事業を充実すれば、助成も育成も結果を出すことができるのではないか。

・文化振興計画というのは基本構想のようなもので、書かれていることを全てやるには府にも市にも予算がないので、結局、広く・浅く実施するしかないということは理解している。

・COOL JAPAN PARK OSAKAは大阪市所管の公共劇場ではないのか？大阪市がCOOL JAPAN PARK OSAKAで、一つの大きな自主事業というものを実施する気はないのか。

・ワッハ上方は、吉本興業株式会社に委託運営をしているのでは？かつてワッハ上方には演芸ホールもあり、私はワッハの運営状況が苦しくなったとき、その再生会議にも参加しており、「演芸以外の用途には貸し出さない」という仕切りになっていたホールについて、演劇にも門戸を広げて使用者を増やそうということなどを提案した結果、利用率も上がったのだが、そのホールも今はない。

・私としては、新しい劇場をつくってくれということを強く要望しているのではないが、施設もないのに、公共が実施すべき芸術や文化振興をどうやって実施するのか、ということを疑問に思っている。そのあたりのことを、早期に解決すべきとまでは言わないが、課題であると認識しておくべきだと考えている。

（事務局）

　　 ・現状について補足させていただく。ワッハ上方については、昔は吉本興業株式会社が指定管理者を務めていたこともあるが、現在は大阪府による直営施設となっている。また、現在ホールがないのは内藤委員のおっしゃる通りであり、展示を中心に、資料の収集・保存・活用などを行っている。

（橋爪会長）

・COOL JAPAN PARK OSAKAは民間のホールで、行政は関係ないと思うが。

（事務局）

・COOL JAPAN PARK OSAKAは大阪城公園の敷地内にはあるが、大阪市が建てたものではない。もちろん大阪府や大阪市が行う事業でも活用することはあるが、建てた主体ということでは、大阪府や大阪市ではないと記憶している。

（橋爪会長）

・公園全体のパークマネジメントの中で運営されている施設。底地は公園だが、設立と運営は民間で、在阪の全テレビ局も出資している。

（有栖川委員）

・公園の中の木を伐採してまで劇場をつくりたいと民間が言うのか。

（橋爪会長）

・パークマネジメント会社の意向である。

（事務局）

・全体として大阪城公園のあのエリアを使って、何かもう少し魅力創造ができないかという議論の中で、ああいうものができたと理解している。ただし大阪城公園のパークマネジメントについては文化担当課の所管外なので、本日の会議の事務局としては全てを存じ上げているわけではない。ただ、そのような議論のなかで、事業者側の議論もあり、そういう形になったのではなかったかと記憶している。

（橋爪会長）

・クールジャパン機構の資金が入って、民間であの施設をつくったという経緯だと思う。事務局からは、また後日ご説明を頂ければ。

（志村委員）

・「文化芸術分野の適正な契約関係の構築に向けたガイドライン」について、ここに挙げられている、「文化芸術の担い手である芸術家等が、安心・安全な環境で行事に従事できるよう、取引の適正化の促進を図る」という点は、時代の流れに沿ったもので、ようやく国レベルで言及されたという印象を受けております。今後、どのように実行化していけるかが肝心なところですが、個別の助成金制度の仕様書や要望などでも問題意識を言及できるとよいと思います。公正な慣習をアート現場に根付かせていく点でも。

（橋爪会長）

　 ・ご意見ありがとうございます。ほかにご意見あれば。

　（内藤委員）

・文化庁の「文化芸術と経済の好循環の創出と加速」というのは、大変矛盾したことを言っているのだということを、事務局はわかっておられるのか。文化庁の演劇の助成金の、トップレベルの団体が提出してくる申請書を見ると、公共性に資するかどうかという項目を盛る例がとても増えてくる。また、ハンディキャップのある方に音声ガイドや字幕スーパーを提供するかどうかや、車いすの方をどのように誘導できるかといったことをたくさん書かないといけないし、地域にとって社会的にいい影響をどのように出すことができるかとか、社会性についてもたくさん書かなければいけない。私は、あまりにそのような項目が多いので、申請書を出すのをやめてしまった。そういったことを全てやるなら、商業的な内容の事業をして儲けを出さないとできない。例えば字幕スーパーや音声ガイドは、導入しようと思うとてもお金が掛かるものである。また、「託児システムを持っているかどうか」という項目も、100人、200人の劇場においては、どこでもそんなスペースはない。特に民間の劇場では。

・そのように、芸術の内容の成果と、実際に助成金に盛り込まなければいけない公共に資する項目というのは、とても距離感があり、とてもすばらしい作品、面白い作品であるものの、ある程度狭い空間でなければその劇的効果は実現できないというような公演を行っている人たちは、そういった項目を満たすことができない。その横で、興行的・商業的な公演を行っている人たちは、客を入れて儲けようと思って事業を行っているわけだから、そういった項目を満たしつつ、「助成金が獲得できるのならば、そうしよう」という話になる。言い方は極端で申し訳ないが、結局、そういった国が求める項目さえ満たせば、作品の内容はお粗末でも助成金が出る、という状況になっている。素晴らしい作品を上演しているから助成金を出す、という要素はとても少なくなってしまっている。

・粛々とした作品の評価で観客を動員していこうというのと、商業的・興行的なシステムで動員していこうというのは、最初から演劇のつくり方が異なっており、前者のような劇団が、１か月、２か月、やっとロングランして客を8,000人呼べたというのと、アイドルを２人呼んで１週間で何万人もお客さんを入れる、というのとを比較されては困る。事務局としては、そういうことも含めて、「文化芸術と経済の好循環の創出と加速」を、どう解釈しているのか。

（事務局）

・資料９は、「社会の流れ」をご紹介するために用意させていただいた。文化庁の文化芸術推進基本計画（第2期）において、「文化芸術と経済の好循環の創出と加速を図ること」については、「文化芸術の本質的な価値を活かして、社会・経済的価値を創出し、そこから得られた収益を本質的価値の向上のために再投資をするという、そういう循環を生み出していくことが重要」というような説明がされている。

　（内藤委員）

・その概念は素晴らしいが、大阪には公立の施設がほとんどないので、その「好循環」は実現できないのではないか。そこには、様々な事情があったことは理解している。合理化の面で加速して突っ走った時代があり、その合理化が「いいことだ」と、「早くやらないと大阪が破綻するから合理化してくれ、手法は強引でも構わないから」というように民意が後押しをしたからそういう結果になったのだと。そういった時代があったことが理由で起こってしまった結果は、私は仕方がないと考えている。経済はシステムであり、そのシステムが古びたり、ほころびたりしてきたら、そのシステムを変えて合理化を進めていけばよい。

・しかし、文化とか芸術とか文学といったものは、結局、家族とか恋愛とか、生死とか友情といった、普遍的に人間が持つものが、様々な感性によって作品化されていくものである。では、家族や恋愛などは合理化できるのかというと、それは合理化できないものである。そんなことを考えれば、経済の合理化と同じレベルで、文化施設の合理化のようなことを実施してしまったことが、「文化芸術と経済の好循環」の芸術の部分を断ってしまったというように考えているのだが。

（橋爪会長）

・ご意見ありがとうございます。次期計画に向けてご意見をいただいたということで、時間に限りがあるので、次に進めさせていただきます。

**６　次期文化振興計画策定の進め方について**

（事務局）

　・「資料10」に基づき、次期文化振興計画策定の進め方の案について説明

（橋爪会長）

・ありがとうございます。ただいまの説明のとおり、計画策定のスケジュールについては、事務局からのご提案どおり、計画検討ワーキング部会を設けて議論をしたいと思いますが、いかがか。

　（⇒異議なし）

（橋爪会長）

・それでは、計画検討ワーキング部会を設置することとします。

・部会に属する委員については、共同設置規約第11条第5項により、会長が指名することとなっており、私としては、部会員については、これまでの府市の文化施策に関してよくご存知である、片山副会長と原委員、そして、大阪アーツカウンシルの部会長でもある宮崎委員と、本日はご欠席だが、今年度から新たに文化振興会議委員ならびにアーツカウンシル委員にご就任された沼田委員にお願いし、部会長については、私が務めさせていただきたいと思いますが、いかがか。

　（⇒異議なし）

（橋爪会長）

・ありがとうございます。事務局からは、本日欠席の沼田委員に計画検討ワーキング部会委員への就任について打診いただき、結果については、後日、私までご報告いただきたい。なお、計画検討ワーキング部会については、個人や団体に関する情報についても話題になることが予想されるため、大阪府の「会議の公開に関する指針」第3条に基づき非公開とし、内容については、後日、当審議会で概要を報告させていただくこととしたい。部会の日程等については、事務局において調整いただきたい。

**７　大阪アーツカウンシルの取組みについて**

（橋爪会長）

・大阪アーツカウンシルについては、共同設置規約及び平成29年度に取りまとめられた「大阪アーツカウンシルのあり方について」に基づき、取組みを進めている。今年度の活動方針等について、部会長である宮崎委員からご説明いただきたい。

（宮崎委員、「資料11」に基づき説明）

（橋爪会長）

・大阪アーツカウンシルの今年度の活動方針について、皆さんのご意見を伺ったうえで、審議会として確認したい。ご質問、ご意見等がありましたら、ご発言いただきたい。特にご意見なければ、案のとおり審議会として確認ということでよろしいか。

（⇒意見、異議なし）

（宮崎部会長）

・アーツカウンシル部会での活動等については、適宜、当会議で共有し、必要に応じて個別にご説明にも伺うので、よろしくお願いします。

（橋爪会長）

・他に特段のことがなければ、本日の議事はこれで終了したいと思います。ありがとうございました。

―　以上　―